

⑧令和6年度日本諸港利用促進事業 募集実施要領(個別)

阪神国際港湾株式会社

1. 目的

本事業は、外貿実入コンテナの輸送において、国内各地港湾と阪神港が共同で広報、PR 等を行うことで、両港を結ぶ海上輸送ネットワーク（内航船、フェリー、RORO 船等）の利用を促進し、国内各地港湾を活用した阪神港への集貨及び海上輸送ネットワークの拡充を図ることを目的に実施するものです。

2. 委託事業内容

(1) 対象事業

下記の利用促進港かつ阪神港以外の港を利用して輸出入している外貿実入コンテナについて、令和6年1月以降に利用促進港かつ阪神港利用に転換（両港を結ぶ海上輸送ネットワークにより輸送し、阪神港にて外国貿易船に積み卸し）したうえで、令和6年度に利用促進港の港湾管理者等が実施するインセンティブの適用を受けている事業。

なお、利用促進港とは、両港の利用促進に向け共同で広報、PR 等を行う港のことを指します。令和6年度における利用促進港は以下を参照してください。

利用促進港

（九州地方）油津港、伊万里港、大分港、熊本港、薩摩川内港、志布志港、細島港、宮崎港、八代港
（日本海側）秋田港、境港、敦賀港、伏木富山港

（四国地方）徳島小松島港 （五十音順）

当事業の委託対象となる貨物は阪神港で外国貿易船に積み卸し（輸出入）される必要があります。阪神港において対象期間内に20TEU以上（ただし、令和6年12月から開始する事業は15TEU以上、令和7年1月から開始する事業は10TEU以上、令和7年2月から開始する事業は5TEU以上）輸出入を実施する必要があります。ただし、仕向地、仕出地が韓国の港である貨物または、韓国の港でトランシップされる貨物は対象外となります。なお、業務委託料の対象となる貨物量の上限は1提案あたり1,000TEUとします。また、委託事業終了後から1年以上の継続が見込まれる事業であることが必要です。継続状況について、委託事業終了後に当社より確認をさせていただく場合があります。

委託対象となる期間は、令和6年4月1日から令和7年2月28日のうち、利用促進港側から決定を受けた事業対象期間と重複する部分とします。

（例 利用促進港：令和6年1月15日～12月31日、

本事業：令和6年4月1日～令和7年2月28日

➡本事業の対象期間：令和6年4月1日～12月31日）

理由の如何に問わず利用促進港が実施する事業の決定を受けることができない場合は、本事業は中止届を提出の上、事業中止となり、委託料の支払いはできません。また、当社が実施する物流改善支援事業 i 【他港利用からの転換支援事業】に提案することもできません。

(2) 委託対象者

利用促進港が実施する事業の決定を受けようとする申請者

(3) 委託内容

当社と提案事業者との間で協議のうえ、合意された業務について委託します。業務委託料については、利用促進港～阪神港間の輸送及び輸出入に要する経費を対象とし、単価は1TEUあたり25,000円とします。ただし、業務委託料は当該業務のため実際に必要な経費の1/2を超えないものとします。

(4) 申請方法、提出書類

下記に定める必要書類を提出してください。

・提出書類（事業計画の提案時）

- ① 事業計画提案書（様式1⑧日本諸港利用促進事業）
- ② 提案事業者の会社概要（様式2共通）
- ③ 当社指定様式による確認書等（国内他港からの転換貨物に関する確認書）
- ④ その他提案内容の確認のため当社が必要と認める資料

・月次報告時

- ① 貨物の取扱実績を確認できる月報
- ② その他貨物の取扱実績の確認のため当社が必要と認める資料
(例) 対象のコンテナが阪神港で輸出入されたことが分かる資料 (BL 等)

・事業完了時

- ① 事業実績報告書（様式3⑧日本諸港利用促進事業）
 - ② 利用促進港の支援事業の決定を受けたことが分かる資料等（申請書の写し、交付決定通知書等）
 - ③ その他事業実績の確認のため当社が必要と認める資料
- ※②については、令和7年3月31日までの提出が必要です。

※応募方法等は「募集実施要領(共通事項)」をご参照ください。

以上

【本事業のお問い合わせ・受付窓口】

阪神国際港湾株式会社
神戸市中央区御幸通8丁目1番6号 神戸国際会館20階
営業部 営業課 ☎078-855-3206（直通）
ホームページ <https://hanshinport.co.jp/>
E-mail senryaku@hanshinport.co.jp